

公 告

交通誘導警備業務 2 級検定の実施について

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定に基づいて公示する。

令和 6 年 5 月 7 日

山梨県公安委員会
委員長 堀内 拓三

1 検定を行う警備業務の種別、級、実施日時及び定員

交通誘導警備業務 2 級

| 実 施 日 時 | | 定員 |
|---------|-------------------------------------|------|
| 学科試験 | 令和 6 年 8 月 24 日（土）午前 8 時 30 分から正午まで | 15 人 |
| 実技試験 | 令和 6 年 9 月 28 日（土）午前 8 時 30 分から正午まで | |

2 実施場所

南アルプス市下高砂 825 番地 山梨県総合交通センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

| 区 分 | 科 目 |
|------|--|
| 学科試験 | <input type="radio"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="radio"/> 法令に関する事項。 <input type="radio"/> 車両等の誘導に関する事項。 <input type="radio"/> 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。 |
| 実技試験 | <input type="radio"/> 車両等の誘導に関する事項。 <input type="radio"/> 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。 |

4 受検資格

山梨県内に住所を有する者又は山梨県内の営業所に属する警備員

5 受検手続について

（1）受検の事前予約

検定を受けようとする者は、令和 6 年 5 月 23 日（木）及び同月 24 日（金）の午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時は除く。）までの間に山梨県警察本部生活安全部保安課許認可管理室（予約専用電話 055-223-7015）宛てに電

話し、予約番号を取得すること（電話1回につき1人の受付とし、予約専用電話以外での受付は行わない。）。

なお、先着順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

（2）受検の申請

前記（1）の予約番号を取得した者は、次により検定の申請手続きを行うこと。

ア 申請の受付期間

令和6年5月29日（水）から5月31日（金）までの午前9時から午後5時（正午から午後1時は除く。）まで

イ 申請受付場所

山梨県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が山梨県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送や宅配による申請は受け付けない。

ウ 提出書類

（ア）検定申請書1通

（イ）写真2枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名と撮影年月日を記入したもの）

（ウ）山梨県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（住民票等のコピー）又はその者が山梨県内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面（営業所所属証明書）1通

（エ）山梨県外に住所を有する者は、その者が山梨県内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面（営業所所属証明書）1通

（オ）代理人が検定申請書を提出する場合は、本人からの委任状

エ 検定手数料

検定申請書を提出する際に、検定手数料として、14,000円を山梨県収入証紙により納付すること。

なお、納付した検定手数料については、いかなる理由があっても返還しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

山梨県警察本部生活安全部保安課許認可管理室（電話055-221-0110内線711-632）に行うこと。